

令和 8 年度

保育所(園)・認定こども園・幼稚園

利用案内



●令和 8 年 4 月 1 日からの利用希望の申込み

申込書配布：令和 7 年 10 月 1 日（水）～10 月 22 日（水）

受付期間：令和 7 年 10 月 6 日（月）～10 月 22 日（水）

受付場所：志摩市役所 1 階⑧窓口 こども家庭課

住所：志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL：0599-44-0282

FAX：0599-44-5260

※この利用案内は、市ホームページからダウンロードできます。

●年度途中の利用希望の申込み

途中入所(園)受付期間内に随時受け付けます。

※利用希望日の前月 15 日（閉庁日の場合、前開庁日）までに

こども家庭課へ申込みをしてください。

目 次

1. 認定区分	2
2. 保育年齢	2
3. 利用可能施設について（フローチャート）	3
4. 施設について	3
5. 施設一覧	4
6. 保育所(園)、認定こども園（保育所部分）の利用を希望される方へ	
利用までの流れ	5
保育認定・入所(園)要件	5
利用できる時間	6
申請に必要な書類	7
申請時の留意事項	8
各施設の保育時間	9
延長保育と緊急延長保育	9
利用者負担額表（(0～2 歳児) 保育料）	11
保育料について	12
その他費用について	12
保育料の納付	12
志摩市保育の必要性の認定に関する入所基準取扱要領	13
年度途中の入所(園)申請について	15
利用開始後の手続き	15
公立の保育所・認定こども園の1日の過ごし方	16
8. 認定こども園（幼稚園部分）、幼稚園の利用を希望される方へ	
利用までの流れ	17
入園要件	17
申請に必要な書類	17
申請時の留意事項	18
利用できる時間	19
預かり保育について	19
利用開始後の手続き	19
預かり保育実施時間・料金	20
利用者負担額（保育料）	20
その他費用について	20
預かり保育料の納付	21
年度途中の入園申請について	21
公立の認定こども園・幼稚園の1日の過ごし方	22

掲載内容は法令改正などにより、今後、変更となる可能性があります。

1. 認定区分

市内の保育所(園)、認定こども園、幼稚園の利用を希望される保護者の方は、志摩市の教育・保育給付認定を受ける必要があります。

○教育・保育給付認定区分

認定区分	対象年齢など		利用先
1号認定 (教育標準認定)	満3歳以上	保育の必要性がなく、教育を希望する場合	認定こども園、幼稚園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	5ページの保育を必要とする事由に該当し、家庭での保育が困難な場合	保育所(園)、認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	5ページの保育を必要とする事由に該当し、家庭での保育が困難な場合	保育所(園)、認定こども園

※3号認定を受けていた児童が満3歳になった場合、2号認定への変更の手続きは不要です。

○施設等利用給付認定区分

認定区分	対象年齢など		利用先
1号認定 (新1号認定)	満3歳以上	保育の必要性がなく、新2号認定または新3号認定を受けていない子ども	幼稚園(新制度未移行)※
2号認定 (新2号認定)	満3歳に達する日以後 最初の3月31日を経過	5ページの保育を必要とする事由に該当し、家庭での保育が困難なもの	認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
3号認定 (新3号認定)	満3歳に達する日以後 最初の3月31日までの間	5ページの保育を必要とする事由に該当し、家庭での保育が困難なものうち、保護者および同一世帯員が市町村民税世帯非課税者	

※市内には新制度未移行の幼稚園はありません。

2. 保育年齢

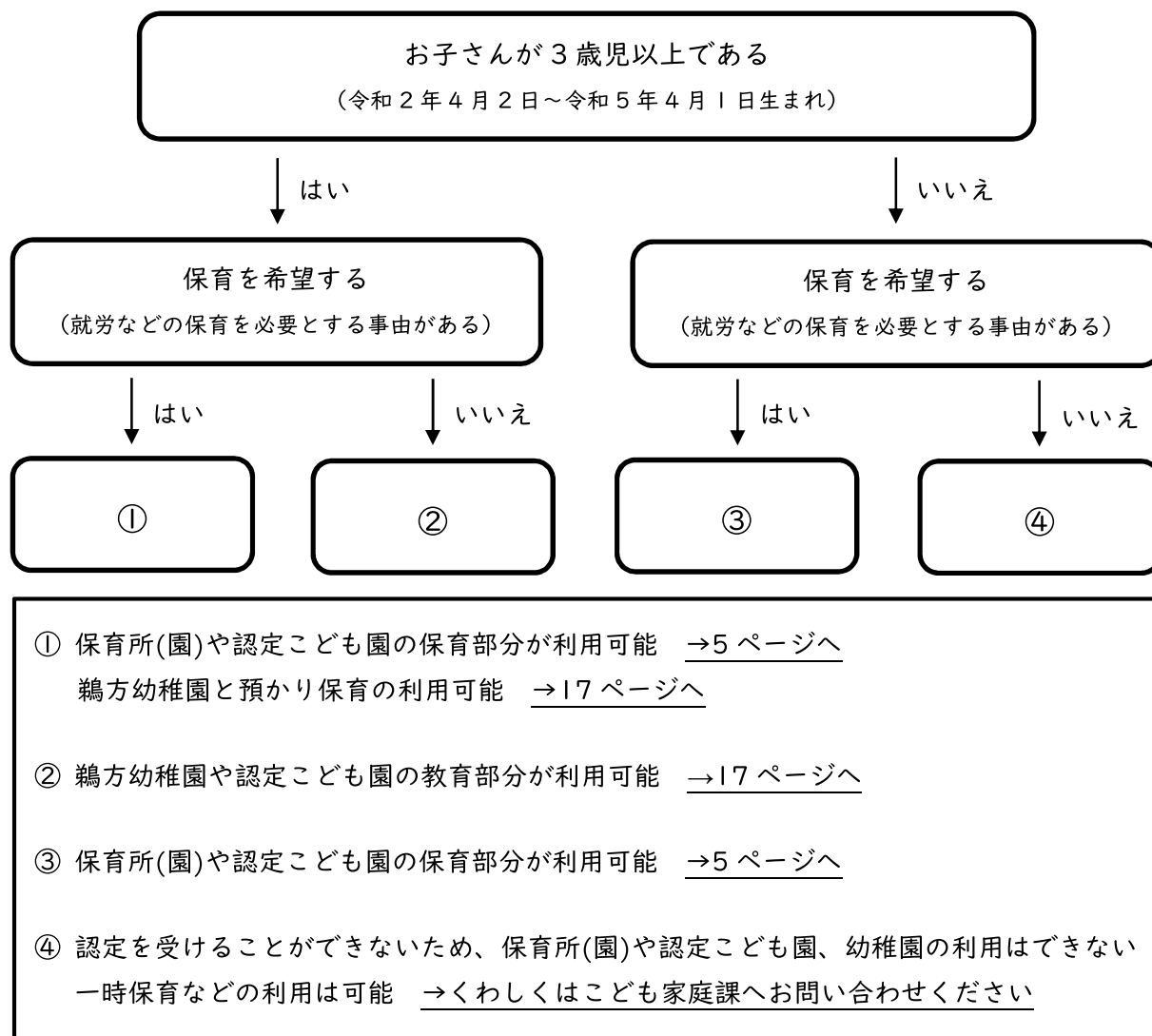
利用対象児童は以下のとおりです。令和8年4月1日時点の年齢で決まります(0歳児を除く)。

なお、幼稚園は3歳児以上が対象となります。

保育年齢	生年月日
0歳児	令和7年4月2日～令和9年2月3日
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日



3. 利用可能施設について（フローチャート）



※①～③の施設を利用するためには市内に住民登録が必要です。

4. 施設について

○保育所とは

仕事や病気など、ご家庭で保育が困難であるお子さんをお預かりするところです。年齢に応じた保育計画を立て、遊びやいろいろな経験をする中で子どもがすこやかに育つよう日々の保育をしています。

○認定こども園とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。3～5歳の場合、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けることができます。

○幼稚園とは

学校教育法に基づき、幼児に対して就学前教育を行うことを目的とする学校のひとつです。楽しい集団生活の中で、健全な心身の基礎（基本的な生活習慣や態度、豊かな心情や思考力、意欲や思いやりなど）を養います。

5. 施設一覧

※令和8年4月1日からの状況です。

区分	設置主体	所在地区	施設名	入所できる年齢 (満年齢)	定員 (人)	住所	電話
保育所(園)	公立	阿児	鵜方保育所	☆10か月～3歳	135	阿児町鵜方 237 番地	43-0156
			立神保育所	1歳～5歳	70	阿児町立神 2059 番地	45-2704
			安乗保育所	☆1歳6か月～5歳	80	阿児町安乗 629 番地 1	47-3502
		磯部	ひまわり保育所	☆10か月～5歳	120	磯部町迫間 1190 番地 1	55-0177
	私立	阿児	しまの杜保育園	★生後 57 日目～5歳	70	阿児町神明 878 番地 82	44-1117
			えがお志摩保育園	☆6か月～5歳	90	阿児町甲賀 1531 番地 3	45-8600
認定こども園	公立	浜島	浜島こども園	☆10か月～5歳	40	浜島町浜島 709 番地	53-1220
		大王	大王こども園	☆10か月～5歳	90	大王町波切 3243 番地 1	72-0529
		志摩	志摩こども園	☆10か月～5歳	150	志摩町布施田 1016 番地 5	85-3217
		磯部	磯部こども園	☆10か月～5歳	90	磯部町恵利原 1275 番地	55-2347
	私立	阿児	しまの杜こども園	★生後 57 日目～5歳	109	阿児町神明 1001 番地 2	44-1115
幼稚園	公立	阿児	鵜方幼稚園	3歳～5歳	260	阿児町鵜方 1547 番地	43-0254

入所(園)にあたっての年齢の基準日は、令和8年4月1日時点です。

☆印の保育所(園)は、表記の年齢に到達した翌月から入所(園)することができます。

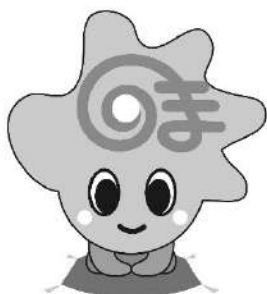
★印の保育園は、令和8年2月3日までに出産予定の児童も予約で申込みができます。

※募集した結果、入所(園)を希望する児童が少なく、全体の児童数が減少した施設は休所(園)となる場合があります。

【志摩市ホームページ】

「令和8年度保育所(園)・認定こども園・幼稚園の入所(園)児童の募集について」

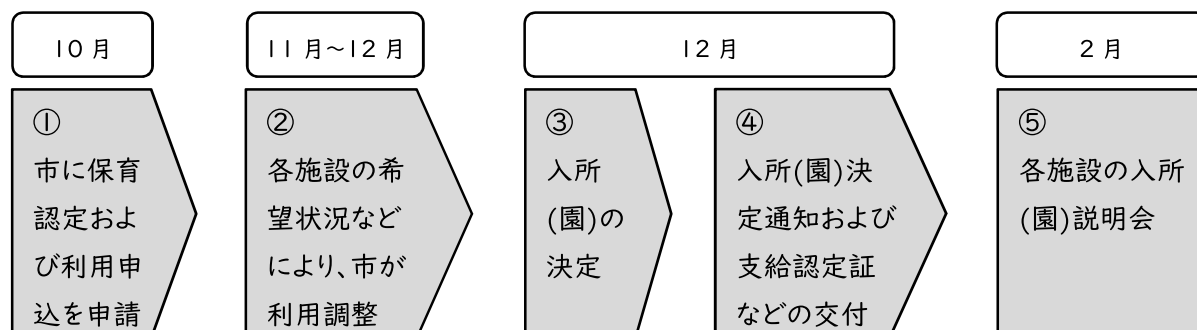
<https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/kenkofukushibu/kodomokateika/nyujiyoji/hoikujoyochien/8296.html>



6. 保育所(園)、認定こども園（保育所部分）の利用を希望される方へ

利用までの流れ

保育の必要性を確認する書類を添付し、こども家庭課へ施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等入所(園)申込書を提出していただきます。



※令和7年度中に入所(園)できなかった方で、令和8年度も入所(園)を希望される場合は、あらためて申込みが必要です。

保育認定・入所(園)要件

市内に住所のある児童で、保護者が以下の「保育を必要とする事由」に該当していることが必要です。

保育を必要とする事由	内 容	認定の有効期間※
就労	1 か月に 48 時間以上労働することが常態である場合 (フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働(自営業など)など、基本的にすべての就労を含む)	小学校就学前まで
妊娠、出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合	出産月とその前後 2 か月
疾病、障がい	病気、負傷、精神若しくは心身に障がい有している場合	保育が必要な期間
介護、看護	同居の家族(長期間入院している親族を含む)を常時介護又は看護している場合	
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	
求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	認定開始日から 90 日を経過する日の月末
就学	就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)している場合	保護者の卒業または終了予定日の属する月末
その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合 (例: 育児休業中で在所(園)児の継続利用を希望する場合など)	状況により判断

※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点までとなります。

○認定内容などに変更が生じた場合(求職活動をしていたが就職先が決まった、就職先を変更した、就労していたが退職した、妊娠した、住所や世帯が変更したなど)、変更申請が必要です。

利用できる時間

保育の必要量によって保育標準時間または保育短時間に区分します。

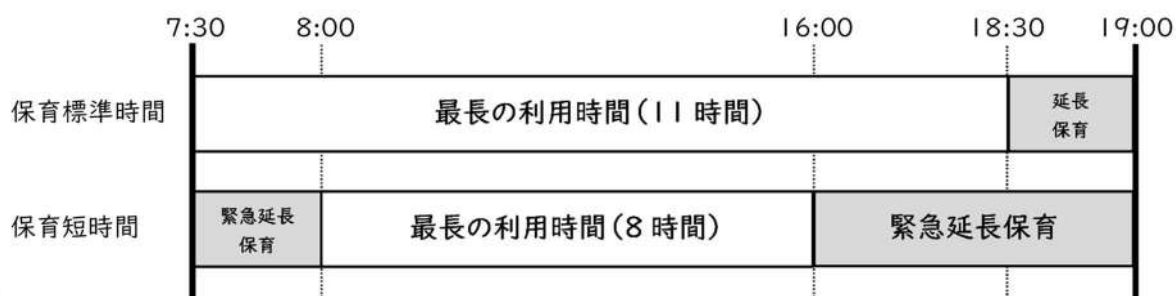
認定区分	保護者の状況	利用時間
保育標準時間 (フルタイム就労などを 想定した利用時間)	・就労時間などが1か月あたり120時間以上 ・妊娠、出産 ・保護者の疾病、障がい ・災害復旧 ・虐待やDVのおそれのあること	最長11時間
保育短時間 (パートタイム就労など を想定した利用時間)	・就労時間などが1か月あたり48時間以上 120時間未満 ・求職活動 ・育児休業取得時の継続利用	最長8時間

保育認定

例：公立保育所の場合

月曜日～金曜日の開所時間：7:30～19:00、土曜日の開所時間：7:30～12:00

基本保育時間：保育標準時間 7:30～18:30 / 保育短時間 8:00～16:00



○実際の利用時間帯は各施設の開所時間内で、認定区分や保護者の状況を考慮して決定します。

決められた利用時間以外の時間帯で利用される場合は、延長保育（緊急延長保育）の扱いとなりますので、延長保育料が別途かかります。

○施設を利用できる日は、月曜日から土曜日です（祝日、年末年始などを除く）。



申請に必要な書類

保育所(園)、認定こども園（保育所部分）の利用を希望される場合は、こども家庭課へ申請してください。なお、申請には以下の書類を提出してください（郵送での受け付けはできません）。

○提出書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等入所(園)申込書（必須）

- ・利用を希望する児童１人につき１枚必要です。
- ・世帯の状況欄は、同じ住所地番にお住いの方全員について記入してください。
- ・児童と同居していない保護者についても記入してください。

②保育の必要性確認書もしくは就労証明書（必須）

- ・保護者について、１人１枚ずつ必要です。
- ・就労の事由で認定を受ける場合は、「保育の必要性確認書」か「就労証明書」のいずれかを提出してください。
- ・以下の事由の場合は、保育の必要性確認書に加え、表中の書類も提出してください。
※内容によっては、その他の書類提出をお願いする場合があります。

保育を必要とする事由	必要書類
就労（個人事業主）	開業届の写し、確定申告書の写し又は事業の内容が確認できるもの
妊娠、出産	母子健康手帳の写し（表紙、氏名・出産(予定)日が分かる部分）
疾病、障がい	診断書（保育所等申請用の指定様式あり）、 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方はその写し（氏名、等級など内容が分かる部分）も添付
介護、看護	被介護者、被看護者の診断書（保育所等申請用の指定様式あり）など
災害復旧	罹災証明書
就学	在学証明書および授業カリキュラムや時間割などのスケジュールが分かるもの

③アレルギー等についての調査票（必須）

- ・後日医師の指示書（指定様式あり）の提出をお願いする場合があります。
- ・入所(園)までに施設長や栄養士との面談を実施する場合があります。

④離乳食等についての調査票（0、1歳児のみ）

- ・0、1歳児の入所(園)希望者については、提出してください。

⑤食事についての調査票（2～5歳児のみ）

- ・2～5歳児の入所(園)希望者については、提出してください。

⑥転入に関する誓約書（必要な方のみ）

- ・現在、市外に住民登録されている方で、入所(園)希望日の前日までに本市に転入予定の方は、提出してください。

⑦令和7年度【令和6年分の所得】所得課税証明書（必要な方のみ）

- ・個人番号（マイナンバー）を活用しても、保育料の算定に必要な情報が得られない場合は、所得課税証明書の提出が必要となる場合があります。

○確認書類（提出は不要）

①本人確認書類（必須）

○申請される保護者の本人確認に必要な書類

- ・運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどのいずれかの身分証明書をお持ちください（保険証、年金手帳など顔写真が付いていないものは2点必要）。

②個人番号（マイナンバー）の確認

- ・保育所(園)、認定こども園の利用を申し込む保護者、児童および児童と同一住所に居住している親族全員の個人番号（マイナンバー）が必要です。マイナンバーなどの本人確認に必要な書類は以下のとおりです。
- ・マイナンバーカード、個人番号通知書、個人番号通知カード、住民票、住民票記載事項証明書のうち、いずれか（写しや写真も可）。
※住民票と住民票記載事項証明書については、個人番号（マイナンバー）が記載されているものに限ります。

申請時の留意事項

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等入所(園)申込書（以下、「申込書」）を提出する際は、裏面の「利用を希望する時間」を必ず記載してください。
- ・受付期間を過ぎてからの申請については、入所(園)決定が遅れる場合がありますのでご注意ください。
- ・申込書の提出後に記載内容に係る変更（家庭状況や転職、離職といった就労状況の変化など）があった場合は、速やかにこども家庭課へ届け出てください。
- ・令和7年4月から、育児休業給付金の支給期間延長手続きの際に保育所等の利用申込書の写しが必要になりました。育児休業を取得中の方及び取得予定の方は、必ず申込書の写しをとって保管しておいてください。



各施設の保育時間

保育時間は保育標準時間（最長 11 時間）と保育短時間（最長 8 時間）で区分されます。各施設の保育時間は以下のとおりです。

【保育標準時間】

	曜日	利用可能な 保育時間	基本の保育時間	延長保育
公立保育所 公立認定こども園	月～金	7:30～18:30	8:00～16:00	18:30～19:00
	土	7:30～12:00	8:00～12:00	—
しまの杜保育園 しまの杜こども園	月～土	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00
えがお志摩保育園	月～金	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00
	土	7:00～18:00	8:30～16:30	—

※延長保育の利用には別途月額料金が必要です。

※土曜日の利用については、保育の必要性がある場合に限りです。

【保育短時間】

	曜日	利用可能な 保育時間	緊急延長保育
公立保育所 公立認定こども園	月～金	8:00～16:00	7:30～8:00、16:00～19:00
	土	8:00～12:00	7:30～8:00
しまの杜保育園 しまの杜こども園	月～土	8:00～16:00	7:00～8:00、16:00～19:00
えがお志摩保育園	月～金	8:30～16:30	7:00～8:30、16:30～19:00
	土	8:30～16:30	7:00～8:30、16:30～18:00

※緊急延長保育の利用には別途料金が必要です（しまの杜保育園、しまの杜こども園の早朝時間を除く）。

延長保育と緊急延長保育

家庭の事情により、基本の保育時間を超えて常時保育が必要な場合は延長保育、また、通常必要ではないが、保護者の仕事の都合などで保育が必要な場合は緊急延長保育が利用できます。延長保育および緊急延長保育の利用には、別途料金が必要となります（無償化対象外）。

料金については、次ページの表をご覧ください。

【公立保育所、公立認定こども園】

延長保育料	利用時間	月額（1 か月契約）	
		保育料第 2 階層	保育料第 3 階層以上
	18:30～19:00	500 円	2,500 円

緊急延長保育料	利用時間	日額
	7:30～8:00	500 円
	16:00～19:00	

※保育料第 1 階層の世帯および第 2 階層の母子世帯や父子世帯、在宅障がい者がいる世帯などについては無料です。

※延長保育料は、月途中での申込みの場合であっても、月額（1 か月契約）となります。

【しまの杜保育園、しまの杜こども園】

延長保育料	利用時間	月額（1 か月契約）
	18:00～19:00	5,000 円

緊急延長保育料	利用時間	日額
	7:00～8:00	無料
	16:00～18:00	300 円
	18:00～18:30	500 円
	18:30～19:00	500 円

※同一世帯から 2 人以上在園している場合、2 人目以降の児童の延長保育料は半額となります。

【えがお志摩保育園】

延長保育料	利用時間	月額（1 か月契約）
	18:00～19:00	5,000 円

緊急延長保育料	利用時間	日額
	7:00～8:30	500 円
	16:30～18:00	500 円
	18:00～18:30	300 円
	18:30～19:00	200 円

※同一世帯から 2 人以上在園している場合、2 人目以降の児童の延長保育料は半額となります。

利用者負担額表（0～2 歳児）保育料

※ 2 号認定の 3～5 歳児は無償となります。

※ 3 号から 2 号認定に切り替わった 2 歳児は、その年度は保育料がかかります。

保育認定

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯	0 円 (0 円)	0 円 (0 円)
第 2	第 1 階層を除き、市民税が非課税の世帯	0 円 (0 円)	0 円 (0 円)
第 3	市民税が均等割のみの世帯	母子世帯等	4,200 円 (0 円)
		その他世帯	4,100 円 (0 円)
第 4	市民税所得割額が 1 円以上 48,600 円未満の世帯	母子世帯等	9,400 円 (4,700 円)
		その他世帯	9,300 円 (4,600 円)
第 5	市民税所得割額が 1 円以上 48,600 円未満の世帯	母子世帯等	6,000 円 (0 円)
		その他世帯	5,900 円 (0 円)
第 6	市民税所得割額が 48,600 円以上 65,000 円未満の世帯	母子世帯等	13,000 円 (6,500 円)
		その他世帯	12,800 円 (6,400 円)
第 7	市民税所得割額が 48,600 円以上 65,000 円未満の世帯	母子世帯等	7,700 円 (0 円)
		その他世帯	7,600 円 (0 円)
第 8	市民税所得割額が 65,000 円以上 81,000 円未満	77,101 円未満の母子世帯等	15,500 円 (7,700 円)
		その他世帯	15,300 円 (7,600 円)
第 9	市民税所得割額が 65,000 円以上 81,000 円未満	77,101 円未満の母子世帯等	9,000 円 (0 円)
		その他世帯	8,800 円 (0 円)
第 10	市民税所得割額が 81,000 円以上 97,000 円未満の世帯	18,000 円 (9,000 円)	17,700 円 (8,800 円)
第 11	市民税所得割額が 97,000 円以上 121,000 円未満の世帯	20,500 円 (10,200 円)	20,200 円 (10,100 円)
第 12	市民税所得割額が 121,000 円以上 145,000 円未満の世帯	23,400 円 (11,700 円)	23,000 円 (11,500 円)
第 13	市民税所得割額が 145,000 円以上 169,000 円未満の世帯	26,300 円 (13,100 円)	25,900 円 (12,900 円)
第 14	市民税所得割額が 169,000 円以上 235,000 円未満の世帯	29,300 円 (14,600 円)	28,900 円 (14,400 円)
第 15	市民税所得割額が 235,000 円以上 301,000 円未満の世帯	32,100 円 (16,000 円)	31,600 円 (15,800 円)
第 16	市民税所得割額が 301,000 円以上 397,000 円未満の世帯	35,000 円 (17,500 円)	34,500 円 (17,200 円)
第 17	市民税所得割額が 397,000 円以上の世帯	37,700 円 (18,800 円)	37,100 円 (18,500 円)
第 18	市民税所得割額が 397,000 円以上の世帯	40,700 円 (20,300 円)	40,100 円 (20,000 円)

①「母子世帯等」とは、母子世帯や父子世帯、在宅障がい者がいる世帯などをいいます。

②同一世帯から小学校就学年齢前のお子さんが保育所(園)、認定こども園、幼稚園などの対象施設に 2 人以上入所(園)または利用している場合において、年齢の高いお子さんから順に数えて 2 人目のお子さんは各階層区分のかっこ内の額になり、3 人目以降のお子さんの利用者負担額は無料になります。

③市民税所得割額が 57,700 円未満に該当する世帯（母子世帯等については市民税所得割額 77,101 円未満の世帯）において、生計を一にする兄弟等の年齢に関わらず、2 人目のお子さんが保育所(園)、認定こども園を利用する場合は、各階層区分のかっこ内の額になり、3 人目以降のお子さんは無料になります。

④税法上の寡婦（夫）控除が適用されない、婚姻歴のないひとり親家庭については、申請により階層区分が下がる場合がありますので、こども家庭課までお問い合わせください。

保育料について

保育料（利用者負担額）は、所得に応じた負担となり、保護者（父母）の市民税の所得割額（住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除などがある場合はその控除前の額）を用いて市が決定します。4月～8月は令和7年度分の市民税額、9月～3月は令和8年度分の市民税額により決定します。

未申告の方または令和7年1月1日以降に志摩市に転入し、前住所地での課税状況などが不明の方は、第14階層（前ページ参照）で仮決定しています。その後提出資料などにより税額が確認でき次第、年度内の保育料に限り、遡及して再度決定します。

また、世帯の所得状況を確認して保護者（父母）の収入のみで生計が成り立っていないと認められる場合は、児童と同居（世帯分離に関わらず、同一住所地に居住）の直系親族（祖父母など）を家計の主宰者として、その者の税額と父母の税額を合算して、利用者負担額を決定します。

※「家計の主宰者」の判断について

父母ともに市民税課税年の収入金額が103万円以下（営業所得などの場合は収入額から必要経費を差し引いた所得額が38万円以下）の場合、同居している祖父母などのうち、最多収入者を家計の主宰者とします。

保育料の納付

保育料は、納付書または口座振替で市に納付していただきます。口座振替依頼書を入所(園)承諾通知書に同封しますので、口座振替を希望される場合は必要事項を記載の上、以下の金融機関またはこども家庭課、各支所へ提出してください。

口座振替可能な金融機関：

三十三銀行、百五銀行、あいち銀行、みずほ銀行（こども園保育料を除く）、桑名三重信用金庫、東海労働金庫、伊勢農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

申込期限：口座振替を開始する月の前月末日

振替日：毎月25日（25日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替）

○口座振替の場合、領収書の発行は行いません。通帳記帳により振替済みの確認をお願いします。

○きょうだいが保育所(園)に在所(園)中で、入所(園)児についても同じ口座から振替を希望する場合は、同一口座の指定申出書をこども家庭課へ提出してください。この場合、口座振替依頼書の提出は不要です（ただし、きょうだいが認定こども園や幼稚園に在園している場合は、口座振替依頼書の提出が必要です）。公立認定こども園についても同様です。

○納期限までに納付されない場合、督促状を発送します。

○納期限を過ぎて納める場合、延滞金が加算される場合があります。

○しまの杜こども園の利用者については、保育料の支払先および口座振替依頼書の提出先がしまの杜こども園となります。

保育料は、施設を運営するために使われる大切な財源です。必ず期限内に納付してください。

その他費用について

必要に応じて保護者会費その他費用を各施設から別途徴収します。なお、保護者会への加入は任意になりますが、徴収した会費は子どもたちへのプレゼントなどの費用になりますので、加入しない場合はご家庭でご準備いただきます。

志摩市保育の必要性の認定に関する入所基準取扱要領

①保育の必要性の認定基準指数表

保育認定

番号	保護者の状況					
	類型	細目			指数	
1	就労(居宅外)	週 5 日以上又は月 20 日以上		1 日 8 時間以上の就労を常態	10	
				1 日 4 時間以上 8 時間未満の就労を常態	9	
		週 3 日以上又は月 12 日以上		1 日 8 時間以上の就労を常態	8	
				1 日 4 時間以上 8 時間未満の就労を常態	7	
2	就労(居宅内)	自営	中心者	週 5 日以上又は月 20 日以上	1 日 8 時間以上の就労を常態	10
				週 5 日以上又は月 20 日以上	1 日 4 時間以上 8 時間未満の就労を常態	9
			週 3 日以上又は月 12 日以上	1 日 8 時間以上の就労を常態	8	
				1 日 4 時間以上 8 時間未満の就労を常態	7	
		協力者	週 5 日以上又は月 20 日以上	1 日 8 時間以上の就労を常態	9	
				1 日 4 時間以上 8 時間未満の就労を常態	8	
			週 3 日以上又は月 12 日以上	1 日 8 時間以上の就労を常態	8	
				1 日 4 時間以上 8 時間未満の就労を常態	7	
		内職	週 3 日以上		1 日 4 時間以上の就労を常態	7
		3	出産	妊娠、出産（おおむね出産前 2 箇月、出産後 3 箇月）		
4	疾病、負傷	入院（おおむね 1 箇月以上とし、入院予定含む）			10	
		居宅内	常時臥床、精神性疾患、感染症、特殊疾病		10	
			一般療養上記以外		8	
5	心身障害者	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A			10	
		身体障害者手帳 3・4 級、療育手帳 B			8	
		上記以外の場合			6	
6	看護、介護	病院・施設(付添)	週 5 日以上又は月 20 日以上		10	
			週 3 日以上又は月 12 日以上		8	
		居宅療養	常時介護、看護を必要とする場合または週 5 以上の施設通所付添等 （身体障害者手帳 1・2 級、要介護 4・5 程度）		10	
			一部介護、看護を必要とする場合または週 3 以上の施設通所付添等 （身体障害者手帳 3・4 級、要介護 2・3 程度）		8	
			上記以外の介護、看護等		6	
7	災害	災害等により家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たることができない場合			10	
8	求職中	求職のため、日中外出を常態			6	
9	就学等	日中、就学・技術習得等のため保育に当たることができない場合（指数は番号 1 を準用）			7～10	
10	社会的養護	児童虐待のおそれがあると認められる場合 ※公的機関等の意見書等がある場合			10	
		配偶者等の暴力により育児が困難と認められる場合 ※公的機関等の意見書等がある場合			10	
11	不存在	父母が死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等			10	
12	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育にあたることができないと認められる場合（指数は番号 2 を準用）				7～10	

②保育の必要性の認定基準指数調整表

類型	番号	細目	調整指数
全体	1	ひとり親世帯については調整指数を計上する	15
	2	生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯については調整指数を計上する	1
	3	生計の中心者が失業中により、就労の必要性が高い場合は調整指数を計上する	1
	4	入所希望児童に障害がある場合は調整指数を計上する	2
	5	同居する兄弟姉妹が既に入所している保育所の利用を希望するときは、調整指数を計上する	3
	6	地域型保育事業の卒園児童については調整指数を計上する	1
	7	6 箇月以上 12 箇月未満の保育料等の滞納がある場合は調整指数を計上する	-1
	8	12 箇月以上の保育料の滞納がある場合は調整指数を計上する	-2

※その他、緊急性を要する場合や児童福祉の観点から特別の事情があり、市長が認めるときは調整指数を計上する。

③同一指数世帯の優先順位表

優先順位	細目
第 1 順位	社会的養護が必要な世帯
第 2 順位	両親とも不存在
第 3 順位	ひとり親世帯
第 4 順位	同居する兄弟姉妹が既に入所している保育所の利用を希望する場合
第 5 順位	病気、障害、災害、出産又は基準指数 10 の同居親族の介護による利用申込
第 6 順位	既に就労中である場合
第 7 順位	産後休暇および育児休業等からの復職で、復職が決定している場合 又は採用が内定している場合
第 8 順位	保育の利用を必要とする時間の長い順
第 9 順位	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
第 10 順位	保育にあたる 65 歳未満祖父母がいない場合
第 11 順位	保育料算定の市民税額の少ない順

「①保育の必要性の認定基準指数表」に基づく、保護者（父母）それぞれの指数の合計に「②保育の必要性の認定基準指数調整表」に基づく調整指数を加算した合計指数により、優先順位を決定します。

また、合計指数が同じ場合には「同一指数世帯の優先順位表」に基づき、優先順位を決定します。

年度途中の入所(園)申請について

- ・各施設の利用開始は、原則、毎月 1 日付となります。
- ・利用希望日の前月 15 日（閉庁日の場合、前開庁日）までに、こども家庭課へ申請をしてください。入所(園)の決定については、前月 16 日以降となります。
- ・申請に必要な書類は、7、8 ページのとおりです。
- ・希望する施設へ入所(園)ができなかった場合、入所保留通知書を発行します。

【途中入所(園)受付期間】

入所(園)希望月	受付期間	
令和 8 年 5 月	令和 8 年 2 月 13 日（金）～	4 月 15 日（水）
6 月	3 月 13 日（金）～	5 月 15 日（金）
7 月	4 月 15 日（水）～	6 月 15 日（月）
8 月	5 月 15 日（金）～	7 月 15 日（水）
9 月	6 月 15 日（月）～	8 月 14 日（金）
10 月	7 月 15 日（水）～	9 月 15 日（火）
11 月	8 月 14 日（金）～	10 月 15 日（木）
12 月	9 月 15 日（火）～	11 月 13 日（金）
令和 9 年 1 月	10 月 15 日（木）～	12 月 15 日（火）
2 月	11 月 13 日（金）～	令和 9 年 1 月 15 日（金）
3 月	12 月 15 日（火）～	令和 9 年 2 月 15 日（月）

利用開始後の手続き

施設を利用開始後、以下の手続きが必要になる場合があります。

① 変更の届出

以下の場合、こども家庭課または施設へ変更を申し出てください。

- ・家庭状況の変更(転居、同居者の変更、氏名の変更、離婚、婚姻、死亡など)があった場合
- ・保護者の就労状況など、保育を必要とする事由において変更があった場合

② 退所(園)の届出

年度途中で退所(園)する場合は、退所(園)を希望する月の前月末までに必ず退所(園)願を施設に提出してください。提出が遅れた場合は、翌月以降の保育料を徴収する場合があります。

③ 現況確認の実施（毎年 1 回、利用者全員）

保育認定を受け、保育所(園)、認定こども園（保育部分）を利用している方は、保育を必要とする事由に変更がないか現況を確認させていただきます。

その際には、あらためて保育を必要とする事由を確認する書類（7 ページ参照）を提出していただきます（6 月頃実施）。

3号認定 保育時間利用 (0歳児～2歳児)	時間	2号認定 保育時間利用 (3歳児～5歳児)	1号認定 教育標準時間利用 (3歳児～5歳児)	
☆早朝保育 ☆順次登園する	7:30 8:00	☆早朝保育 ☆順次登園する ・挨拶をする	8:30 ☆順次登園する ・挨拶をする	
☆好きな遊びをする ☆おやつを食べる ☆室内・戸外で遊ぶ	9:00 9:30	☆自ら進んでする活動 ・自分の好きな遊びを選んでする ・先生や友だち、異年齢の友だちと一緒に遊ぶ		
☆給食を食べる	11:00	☆クラス全体でする活動 ・クラスの友だちと一緒に楽しく活動する (集団遊び・造形活動・音楽活動など) ・季節ならではの遊びをする ・自然とふれ合う(園外活動)		★9:00 みんないっしょに活動を始めます。
☆お昼寝をする	11:30	☆給食 ☆自ら進んでする活動 ・先生や友だちと遊ぶ ・片付けをする ☆絵本、紙芝居、お話を聞く		★お昼はみんなで給食を食べます。
☆おやつを食べる ☆好きな遊びをする ☆順次降園する ・延長保育	13:30 14:00 14:50 15:30 16:00～	☆お昼寝は必要に応じてします。 ☆おやつを食べる ☆好きな遊びをする ☆順次降園する ・延長保育	☆降園準備をする ☆降園 	★13:30 1号認定の子どもたちは帰りの準備をします。みんなで絵本や紙芝居、歌を歌い明日のお知らせを聞いて降園します。 ★14:50 2号・3号認定の子どもたちはおやつを食べたり好きな遊びをして過ごします。

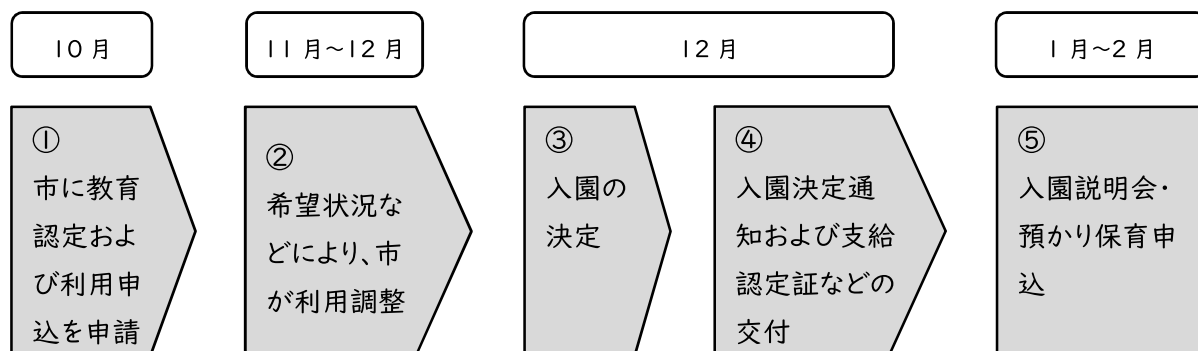
3～5歳児のクラスでは、認定区分に関係なく共通の時間を同じ部屋で一緒に過ごします。

7. 認定こども園（幼稚園部分）、幼稚園の利用を希望される方へ

利用までの流れ

こども家庭課へ施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等入所(園)申込書を提出していただきます。

教育認定



※しまの杜こども園の1号認定（幼稚園部分）は、入園申込の手続きの時期や方法が異なりますので、直接しまの杜こども園へお問い合わせください。

入園要件

志摩市に住所を有し、令和8年4月1日時点で満3歳～満5歳の児童が対象です。ただし、申込状況によっては、抽選になる場合があります。

申請に必要な書類

利用を希望される場合は、こども家庭課へ申請してください。なお、申請には、以下の書類を持参してください（郵送での受け付けはできません）。

しまの杜こども園については、直接施設への申し込みとなります。詳細はしまの杜こども園へお問い合わせください。

○提出書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等入所(園)申込書（必須）

- ・利用を希望する児童1人につき1枚必要です。
- ・世帯の状況欄は、同じ住所地番にお住まいの方全員について記入してください。
- ・児童と同居していない保護者についても記入してください。

②アレルギー等についての調査票（必須）

- ・後日医師の指示書（指定様式あり）の提出をお願いする場合があります。
- ・入所(園)までに施設長や栄養士との面談を実施する場合があります。

③食事についての調査票（必須）

- ・食事やおやつの提供を行う上で、児童の状況を確認する必要があるため、提出してください。

④転入に関する誓約書（必要な方のみ）

- ・現在、市外に住民登録されている方で、入園希望日の前日までに本市に転入予定の方は、提出してください。

⑤令和 7 年度【令和 6 年分の所得】所得課税証明書（必要な方のみ）

- ・個人番号（マイナンバー）を活用しても、保育料の算定に必要な情報が得られない場合は、所得課税証明書の提出が必要となる場合があります。

○確認書類（提出は不要）

①本人確認書類（必須）

○申請される保護者の本人確認に必要な書類

- ・運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどのいずれかの身分証明書をお持ちください（保険証、年金手帳など顔写真が付いていないものは 2 点必要）。

②個人番号（マイナンバー）の確認

- ・保育所(園)、認定こども園の利用を申し込む保護者、児童および児童と同一住所に居住している親族全員の個人番号（マイナンバー）が必要です。マイナンバーなどの本人確認に必要な書類は以下のとおりです。
- ・マイナンバーカード、個人番号通知書、個人番号通知カード、住民票、住民票記載事項証明書のうち、いずれか（写しや写真も可）。
※住民票と住民票記載事項証明書については、個人番号（マイナンバー）が記載されているものに限ります。

申請時の留意事項

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等入所(園)申込書（以下、「申込書」）の提出について、受付期間を過ぎてからの申請については、入園決定が遅れる場合がありますのでご注意ください。
- ・申込書の提出後に記載内容に係る変更（家庭状況や転職、離職といった就労状況の変化など）があった場合は、速やかにこども家庭課へ届け出てください。
- ・定員を超え申請があった場合は、抽選となります。

利用できる時間

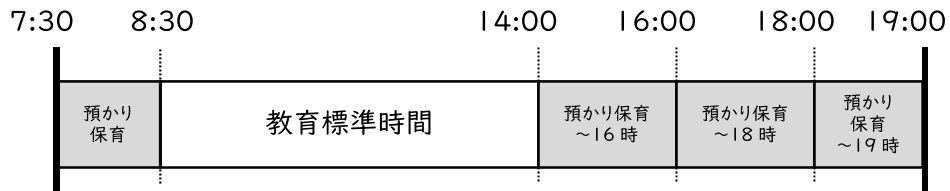
月曜日から金曜日までの教育標準時間（8:30～14:00）になります。

なお、保護者の就労などの事情により、教育標準時間外や土曜日、長期休業日などの利用を希望される場合は、預かり保育を行います（施設により実施日が異なります）。預かり保育を利用するには、保育要件を満たす必要があり、事前に申込みが必要です。また、料金が別途かかります。

例：幼稚園の場合

月曜日から金曜日の教育標準時間 8:30～14:00

預かり保育利用可能時間 （月曜日～金曜日）7:30～19:00・（土曜日）7:30～12:00



○保護者の就労時間などの事情に応じて、施設の設定する利用可能時間のうちで、預かり保育時間を決定します。預かり保育時間の区切りごとに料金が上乗せとなります。

預かり保育について

- ・保育を必要とする事由がある場合は、預かり保育の利用が可能です。利用要件は保育認定に準じます。詳細は5ページをご覧ください。
- ・預かり保育の利用を希望される場合は、入園決定後、「預かり保育利用申込書」および「保育の必要性確認書」を施設に提出してください。あわせて、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」も提出してください。教育委員会の審査の上、預かり保育実施の可否を決定します。詳細は入園決定後に施設から説明があります。
- ・書類は利用を希望する月の前月末までに提出する必要がありますのでご注意ください。
- ・土曜日や長期休業中の預かり保育において、食事の提供を行います。ただし、食事の準備の都合上、緊急預かり保育で申し込んだ場合は、弁当を持参してください。

利用開始後の手続き

施設を利用開始後、以下の手続きが必要になる場合があります。

① 変更の届出

以下の場合は、こども家庭課または施設へ変更を申し出てください。

- ・家庭状況の変更（転居、同居者の変更、氏名の変更、離婚、婚姻、死亡など）があった場合
- ・預かり保育を利用している場合、保護者の就労状況など、預かり保育を必要とする事由において変更があった場合（預かり保育の認定期間満了後も引き続き利用を希望する場合は、再度届出をしていただく必要があります。保育を必要とする事由に該当しない場合は、継続利用できません。）※預かり保育の内容に変更がある場合は、預かり保育利用申込書または解除届などを変更する前月末までに必ず提出してください。遅れた場合、変更などが認められないことがあります。

② 退所(園)の届出

年度途中で退園する場合は、退園を希望する月の前月末までに必ず退園届を施設に提出してください。提出が遅れた場合は、翌月以降の幼稚園預かり保育料を徴収する場合があります。

預かり保育実施時間・料金

預かり保育実施時間は、以下のとおりです。

	時間	預かり保育料 (月額)	緊急預かり保育料 (日額)	第2子以降に 該当するもの
平日	7:30～8:30	1,500 円	150 円	月額又は日額を2分の1とする(月額を2分の1とするときは、100 円未満切り捨てとする。)
	14:00～16:00 (長期休業中は 8:30～16:00)	3,000 円	300 円	
	16:00～18:00	3,000 円	300 円	
	18:00～19:00	1,500 円	150 円	
土曜日	7:30～12:00	3,000 円	1,000 円	

教育認定

※鶴方幼稚園3歳児の預かり保育はありません。

○保育の必要性があることの認定(施設等利用給付の2号認定)を受けることで、利用料が利用日数に応じた上限額まで無償となりますので、必ず前月末までに認定を受けてください。

○預かり保育料に関し、施設等利用給付の2号認定(新2号)を受けた方は利用日数×450 円を支給限度額とし、利用実績に応じた額を年4回(3か月に1度)支給します。

○市民税所得割額が77,101 円未満以外の世帯は、小学校3年までの範囲内の児童を上から順に第1子、第2子、第3子と数えます。

○長期休業中の預かり保育の基本実施時間は8時30分から16時までとなります。

○緊急に利用する場合の預かり保育料について、やむを得ない事情により同一月に同一時間帯の利用が10回を超える場合は、当該時間帯の月額料金を適用するものとします。

利用者負担額(保育料)

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化制度が施行されたため、3～5歳児の利用者負担額は無償となります。

その他費用について

必要に応じて保護者会費その他費用を各施設から別途徴収します。なお、保護者会への加入は任意になりますが、徴収した会費は子どもたちへのプレゼントなどの費用になりますので、加入しない場合はご家庭でご準備いただきます。



預かり保育料の納付

納付書または口座振替で市に納付していただきます。口座振替依頼書は預かり保育の説明会の際にお渡ししますので、口座振替を希望される場合は必要事項を記載の上、以下の金融機関またはこども家庭課、各支所へ提出してください。

口座振替可能な金融機関：

三十三銀行、百五銀行、あいち銀行、みずほ銀行、桑名三重信用金庫、
東海労働金庫、伊勢農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

申込期限：口座振替を開始する月の前月末日

振替日：毎月 25 日（25 日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替）

- 口座振替の場合、領収書の発行は行いませんので、通帳記帳により振替済みの確認をお願いします。
- 保育所(園)で保育料の口座振替を行っていた児童が幼稚園に入園した場合、そのまま口座振替の継続とはなりませんので、あらためて預かり保育料の口座振替依頼書を提出してください。
- きょうだいが幼稚園に在園中で、入園児についても同じ口座から振替を希望する場合は、同一口座の指定申出書をこども家庭課へ提出してください。この場合、口座振替依頼書の提出が不要です（ただし、きょうだいが保育所(園)、認定こども園に在所(園)している場合は、口座振替依頼書の提出が必要です）。
- 納期限までに納付されない場合、督促状を発送します。
- 納期限を過ぎて納める場合、延滞金が加算される場合があります。
- しまの杜こども園の利用者については、保育料の支払先および口座振替依頼書の提出先がしまの杜こども園となります。

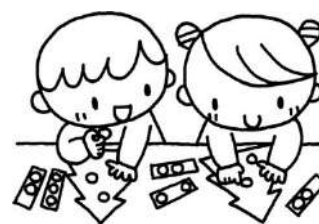
保育料は幼児教育無償化に伴い、無料となります。給食費に関しては志摩市独自の政策により、無料となります。

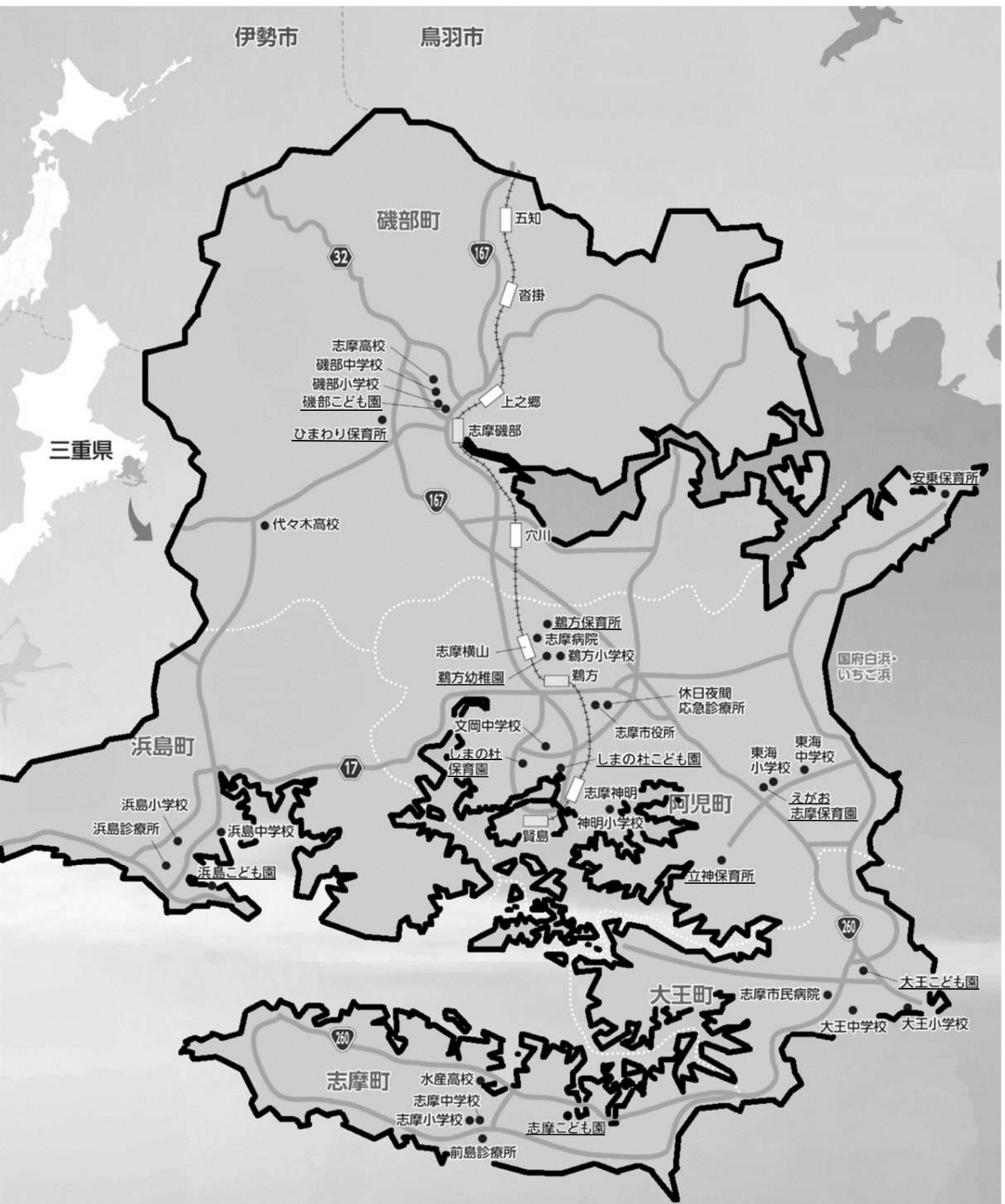
年度途中の入園申請について

- ・施設の利用開始は、原則、毎月 1 日付となります。
 - ・利用希望日の前月 15 日（閉庁日の場合、前開庁日）までに、こども家庭課へ申請をしてください。入園の決定については、前月 16 日以降となります。
 - ・申請に必要な書類は、17、18 ページのとおりです。
 - ・預かり保育を希望の方は、入園日の前までに預かり保育利用申込書と子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書、保育の必要性確認書を提出してください。
- ※しまの杜こども園については、直接施設への申し込みとなります。詳細はしまの杜こども園へお問い合わせください。

時間	認定こども園 教育標準時間利用	鶉方幼稚園 教育標準時間利用
7:30 8:00 8:30	☆順次登園する	☆預かり保育(4・5歳児のみ) ☆順次登園する
9:00 9:30	☆挨拶をして、みんな一緒に活動を始めます。 ☆自ら進んでする活動 ・自分の好きな遊びを選んでする ・先生や友だち、異年齢の友だちと一緒に遊ぶ	 
11:30	☆給食 ・みんなで給食を食べる ☆自ら進んでする活動 ・先生や友だちと遊ぶ ・片付けをする ☆絵本、紙芝居、お話を聞く	 
13:30	☆降園準備をする	☆降園準備をする
14:00	☆降園 	☆降園 14:00～ ☆預かり保育(4・5歳児のみ)

認定こども園の3～5歳児のクラスでは、認定区分に関係なく共通の時間を同じ部屋で一緒に過ごします。





**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

SDGs未来都市 三重県志摩市
SDGs Future City, SHIMA

志摩市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

